8. 短期入所生活介護の点検表【介護予防(有・無)】

法人名	
事業所の名称	
連絡先	Tel

二重線枠内は記入の 上、お持ちください。	1	2	3
点検日	/	/	/
対応職員			
相談者名 (申請法人以外 ならばその関係)			

	(点検を受ける前に)今後の制度改正の状況に十分注意し、県より補正依頼があった場合は迅速に対応しますか。(はい・いいえ)						
No	書 類	1	2	3	チェック内容		
1	指定申請書(第1号様式)				□ 記載誤りや不整合がないことを確認 (名称・所在地・代表者・管理者・電話番号・FAX番号・登記事項証明書・添付書類など)		
2	指定に係る記載事項(付表8-1~3)				□ 空床利用型·併設型·単独型の別 □ 郵便番号の間違い注意		
3	商業登記事項証明書(直近3か月以内の原本)				【空床利用型・併設型の場合であって、本体施設と同時に申請する場合は省略可】 □ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 □ 目的の中に、介護給付にあっては「短期入所生活介護事業」・「居宅サービス事業」等、介護予防にあっては「介護予防短期入所生活介護事業」・「介護予防サービス事業」等の適切な文言があるか。社会福祉法人にあっては「第2種社会福祉事業 老人短期入所事業」等の適切な文言があるか □ 介護予防の表記が間に合わない場合→変更後差し替えを条件とする		
4	欠格事由に該当していない旨の誓約書 (参考様式6)				□ 過去5年以内に介護保険法等に関して処分を受けた者はいない(欠格事由該当者はいない)ことを代表者 が責任をもって確認した上で誓約されているか		
5	本体施設の認可証等の写し ※併設型の場合のみ				口 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院、特定施設等		
6	土地・建物が賃貸にあってはその契約書の写し				【空床利用型の場合は省略可。併設型(本体と同一建物内)の場合は、本体と同時申請であれば省略可】 口法人所有の場合は所有が分かるもの(登記事項証明書の写し、納税通知書など)		
7	平面図(参考様式2)				【 <u>空床利用型の場合省略可</u> 】 □ 従来型かユニット型か □ 単独型か併設型か □ 手すりからの幅が中廊下2.7m、片廊下1.8m (※部屋等の広さの数値を記入。面積要件のある居室等については、寸法や計算式などを併記して積算の 過程及び根拠を示すこと。)		
8	設備・備品等一覧表(参考様式3)				(従来型)□ 内法寸法で記載 □ 居室(10.65㎡/人) □ 食堂・機能訓練室 (3㎡/人) □ 浴室 □ トイレ □ 洗面設備 □ 医務室 □ 静養室 □ 面談室 □ 介護職員室 □ 看護職員室 □ 調理室 □ 洗濯室又は洗濯場 □ 汚物処理室 □ 介護材料室 (ユニット型)□ 内法寸法で記載 □ 居室(10.65㎡/人) □ 共同生活室 (2㎡/人) □ 浴室 □ トイレ		
					□ 洗面設備 □ 医務室 □ 調理室 □ 洗濯室又は洗濯場 □ 汚物処理室 □ 介護材料室		
9	主要な場所の写真				【 <u>空床利用型の場合は省略可</u> 】【 <u>県職員が現地確認をする場合は省略可</u> 】 □ 建物外観、玄関、居室、食堂等その他必要な設備・備品		
10	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)				【空 <u>床利用型の場合省略可】</u> 四 医師1人 口 生活相談員は100人までは常勤換算方法で1人(その端数を増すごとに1人) 口 介護職員又は看護職員が常勤換算で3:1以上 ロ 機能訓練指導員1人 ロ 生活相談員・介護職・看護職のうち1人は常勤 		
11	資格が必要な職種の資格証明書				【 <u>空床利用型の場合省略可</u> 】 □ 医師 □ 生活相談員 □ 看護職員 □ 機能訓練指導員 □ (管理)栄養士 □ 資格証記載の氏名から変更がある場合、変更が確認できる公的な証明書(運転免許証、戸籍抄本等)		
12	運営規程				□ 記載誤りがないことを確認(名称、所在地、職種・職員数)※他書類との整合性にも注意 □ 実施地域の特定 □ 実施地域を越えた交通費の有無 □ 保険給付の対象とならない費用・利用料の積算根拠 (□ 居住費 □ 特別室代 □ 食費 □ 理美容代 □ その他の日常生活費) □ 負担限度額の表記 □ 緊急時の対応 □ 苦情処理 □ 非常災害対策 □ 個人情報の保護		
13	苦情を処理するための措置の概要(参考様式4)				□ 記録の保存とサービスの向上への活用 □ 担当者名、電話番号、FAX、対応可能日時 □ 行政機関等の相談窓口(埼玉県国民健康保険団体連合会、通常の送迎地域内の市町村担当課)		
14	協力医療機関との契約書等				【 <u>空床利用型の場合省略可</u> 】 ロ		
15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙2)				□ 郵便番号、氏名、住所等の記載誤りがないことを確認		
16	16 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1、1-2)				□ 添付書類は県ホームページ「さいたま介護ねっと」の「介護給付費等に係る体制等状況一覧表添付書類等 チェックリスト」を参照		
17	17 防火管理者・消防計画				口 提出は不要。所管の消防署への手続が済んでいることを確認。		
18	非常災害対策計画				□ 提出は不要。作成していることを確認。 ※「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引きについて」 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/tebiki.html		
19	19 契約書•重要事項説明書				□ 双方に不整合がないかを確認(支払方法等) □ 介護報酬·加算状況を確認(料金表は事業所所在地の地域単価を反映させること)		
20	20 老人福祉法の届出				口 ※届出様式は、県ホームページのサイト内検索で『老人福祉法』と検索		
21 業務管理体制に係る届出書					口(すでに他の介護保険事業所を開設済みの法人で、届出事項に変更がない場合は提出不要) ※届出様式は、県ホームページのサイト内検索で『介護サービス 業務管理体制』と検索		
22	介護サービス情報公表制度に係る基本情報報告様式 (書面調査用)				□ ※報告様式は、県ホームページのサイト内検索で『介護サービス情報の公表』と検索		
	申送事項						

※点検時には管理者の同席をお願いします。本人確認を併せて行います。

注)次回の点検にもこの用紙を一緒に提出してください。